

令和5年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

(回答)

令和5年11月8日

佐賀市

1 稼げる農業の確立について

本市の農業は、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われ、全国でも有数の高い土地利用率を誇る一方、農業経営は、「米価の低迷」「農業資材価格の高騰」などの影響により大変厳しい状況が続いています。

このような中、市内の農家からは、「肥料、農薬、燃料等の値上がりにより経費が増加し、農業経営を圧迫している。」「主食用米の需要が年々減少傾向にある中、水田農業の高収益化を目指して、農業の活性化に繋がるような施策の構築が必要である。」「5年間のうちに一度も水張りをしなければ、畑地化とみなされるのは困る。」「この度、国は、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すために、水田活用直接支払交付金の交付対象水田の見直しを決定した。今回の全国一律の水田の畑地化には無理がある。全国一律ではなく、それぞれの地域性や地形等にマッチした見直しに改められるよう、国・県への働きかけをお願いします。」などの意見が寄せられています。

このほか、「6次産業化は、技術の習得及び資金の調達が問題となる。具体的にどうすればできるのか、また、販路はどうするのか。基本マニュアル等があれば理解しやすいのではないか。講習会の開催（助成金確保の方法含む）をお願いします。」「JAと連携し、地域の特産品の振興・推進に力を入れてほしい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

(1) 農業資材購入に対する支援策の拡充

【回答】

ロシアによるウクライナ侵略や円安の影響などにより、営農活動に不可欠な肥料や燃料、そして畜産業に必要な飼料など農業資材の価格の高騰が長期化し、農業経営に大きな影響が生じています。

そこで、肥料、燃料及び飼料の価格高騰に対しては、国・県による価格上昇に対する支援に加え、昨年度に引き続き本市でも独自の支援を実施することとしています。

今後も引き続き、価格の動向や農業者への影響について、注視していきたいと考えています。

(2) 水田農業の高収益化に向けた施策の推進

【回答】

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図っていくことが必要です。

水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い作物と組み合わせて経営を行っていくことが重要と考えています。

そこで、本市では、農業用ハウス及び機械などの導入について、県、JA、市町が一体となって取り組む「さが園芸888運動」の中の補助

事業などにより支援を行っています。

また、たまねぎ、キャベツ、レタスなど露地野菜の作付拡大及び加工・業務用野菜の作付の推進については、国の交付金を活用して支援しています。

今後も県やJAなどと連携を図りながら、水田における高収益作物などの導入・定着を推進していきたいと考えています。

(3) 「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し」に関し、

全国一律ではなく、地域性や地形等に配慮した内容への見直しを

求める国・県への要望活動の実施

【回答】

令和4、5年度に国が実施した「水田活用の直接支払交付金の対象水田見直しに係る現場の課題（農業者の声）調査」において、本市は農業者から聞き取った不安や疑問の声を現場の課題として報告し、国に対して制度改善を要請しました。

今後も、農業者の声に耳を傾けながら、県や国に対して制度改善を要請していきたいと考えています。

(4) 6次産業化の更なる促進

【回答】

6次産業化の取り組みについては、商品開発や販路開拓など相談内容に即した支援ができるよう専任職員を配置するとともに、6次産業化に取り組む際の必要な経費等を支援しています。

また、6次産業化で商品化されたものを、一定の基準で審査し、優れた商品を佐賀市6次産業化特産品「いいモノさがし」として認定し、都市部等で開催される商談会等に出店するなど販路開拓に対する支援を行っているところです。

今後も引き続き、商品開発や販路開拓に対する市独自の支援を行うとともに、さが農村ビジネスサポートセンターと連携した各種相談対応や、研修会及び交流会の開催などにより、農林漁業者などの6次産業化を支援していきたいと考えています。

(5) J Aと連携した市農産物の更なるブランド化の推進

【回答】

J Aと連携した地域の特産品等の振興については、J Aが取り組む流通関係者の求める新たな農産物や品目等の栽培に取り組む際に必要な資材等を支援しています。

J Aの強みとして、営農指導や流通、マーケティングに関する技術と実績があり、ブランド化として推進を図る上では、市場が求める情報を収集し、一定の品質を有する農産物を安定して生産、流通させて

いくことが重要と考えており、引き続き J A との連携を図っていきま
す。

2 担い手の育成と確保について

現在、本市では、担い手の育成・確保に向けた様々な施策が講じられる一方、近年、農業者の数は年々減少しており、今後、さらに高齢農業者の離農が増加すると見込まれることから、将来の地域農業を担う新規就農者の確保や、農地の安定的な受け皿となる農業法人の育成を促進することが喫緊の課題となっています。

このような中、市内の農家からは、「後継者不足である。法人化した組織にしても、大規模農家にしても後継者がいないので水田を預かれない。外部オペレーター等の雇用費を捻出できない。」「若者が魅力を感じる農業所得の向上を図ることが大切である。農業離れが起きないように施策を展開してほしい。」「農事組合法人の構成員も高齢化が進んでおり、早急に、多様な担い手の確保・育成が望まれる。そのための支援策及び補助金（トラクター購入費など）の創設を希望する。」「地域の農地を守るための最後の受け皿として、全国各地で J A 出資型農業生産法人が増加傾向にある。このような全国的な動向を踏まえて、昨年度の意見書の中で、本市においても J A との検討を提案した。それから 1 年が経過したが、その後の状況や方向性等を教えてください。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の展開等をお願いします。

(1) 若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策の展開

【回答】

AIやICTなど最先端技術の活用やこれまでの経験や勘に頼るのではなく様々なデータを駆使した栽培技術など、若者が魅力を感じ、効率化や省力化による農業経営の安定化につながるスマート農業を推進しております。

具体的な取組みとしては、スマート農業機器の導入に対する支援や、先進事例の紹介などを行う研修会の開催、実際に農業者に機器を使用させていただき、効果やメリットを実感していただく実証実験などを行っています。

今後も、農家ニーズの把握や本市農業に適した技術の研究などを通して、スマート農業の更なる普及を図り、農家所得の向上につなげていきたいと考えております。

(2) 多様な担い手の確保・育成のための支援策及び補助金創設の検討

【回答】

新規就農者の支援策として、各種相談機能を集約したワンストップ就農相談窓口を、県やJAなどの関係機関と共に設け、継続的に支援を行

っていきます。

また、地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者の確保・育成のため、JA、生産部会、県などと共にトレーニングファーム事業やトレーナー制度を推進しております。

さらに、農福連携の推進や、法人参入の促進なども行っています。

補助制度につきましては、新規就農者を対象にした、就農後の支援として、国の補助制度を活用し、機械や施設取得の補助や、経営が不安定な就農直後の所得の確保に対する支援を行っていきます。

また、市の独自補助制度として、農耕用大型特殊免許の取得やドローンの技術認定教習などの費用の補助、排水対策用機械や肥料散布機などを導入する際の補助などがあり、今後も課題解決に向けた新たなメニューの創設についても、検討していきたいと考えております。

(3) JA出資型農業生産法人の設立に向けたその後の検討状況

【回答】

農業者の高齢化などを背景とした担い手不足が進んでいる中、全国的にも担い手不足の対応策の一つとして、JA出資型農業生産法人の設立があります。

JAさがにおいても、農業生産および組織基盤の維持・拡大対策の取組の一つとして、JA出資型農業生産法人の設立による農業経営などへ

の参入が掲げられていますが、平坦地から中山間地まで地域の課題は様々であるため、まずは地域の意向調査が予定されていると聞いております。

この意向調査の内容を踏まえ、地域の実状に応じた地域農業振興策を検討されるとのことであり、市としても、これらの状況を見ながら、必要な支援を検討していきます。

3 生産基盤づくりについて

本市では、依然として、平坦部の農地ではカモによる農作物への食害、そして、中山間部の農地ではイノシシ等による農作物への被害が続いており、農業収益の減少、営農意欲の低下などを招いています。

また、本市内には、ほ場整備後30年以上が経過した農地や水路等が多数存在し、それらの設備等の老朽化による機能低下などが問題となっています。

このほか、外来種の水草（ナガエツルノゲイトウ等）やジャンボタニシなどによる農業被害等も、大きな問題となっています。

このような中、市内の農家からは、「麦に対するカモの食害が拡大している。その対策として行ってきた黒いビニール旗等にも慣れて、傍らにカモがたむろしている。追い払うのではなく、数を減らす対策を要望する。」「麦へのカモ被害防止策として、個人で花火の打ち上げや、黒色のビニール旗などを設置して

いる。少しでも材料代を補助してほしい。」「有害鳥獣（イノシシ、タヌキ、アライグマ等）の被害防止対策の強化をお願いしたい。」「山間部の農業が生き残る道は、有害鳥獣被害防止対策（特にイノシシ）である。」「老朽化した暗渠排水設備や水路の再整備をお願いしたい。」といった意見が寄せられています。

このほか、「水稻へのジャンボタニシの被害が多い。」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いします。

（１）カモの数を減らす対策の強化

【回答】

カモの数を減らす対策としましては、猟友会による駆除を実施しており、特に1～3月には個体数調整を目的として駆除活動を強化しています。

また、カモによる被害防止対策として、久保田町の一部のほ場において、麦の食害調査や用水路にテグスを設置し、麦の圃場への侵入を抑制する実証実験を県と連携して取り組んできました。

この結果、用水路へのテグスの設置については、一定の効果が見込まれることから、今後、南部地域での横展開を図ることにしています。

さらに、効果的な駆除方法を検討していくため、カモの生態や食害に関する調査を佐賀大学と連携して取り組んでいきます。

(2) 農家が行うカモ被害防除に要する経費への補助金等の検討

【回答】

カモ被害の防除策として、花火や吹き流しなど、様々な対策がありますが、決定的な対策はなく、市としても効果的な対策を調査研究していく必要があると考えております。

前述しましたとおり、昨年度の実証実験により、カモの麦被害抑制に一定効果が見込まれる、用水路へのテグス設置について、今年度は、横展開を図るために、テグス等の支給を考えております。

(3) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣対策のより一層の取組強化

【回答】

本市における有害鳥獣の被害状況として、中山間地域ではイノシシによる被害、平坦部ではカモなど鳥類による被害が多く発生しています。

イノシシについては、猟友会による効果的な箱わなの設置などにより、令和4年度の駆除数は、約2,600頭となり過去最高となりました。今後とも、猟友会による駆除により個体数調整を図り、被害の低減に努めていきます。

また、農家や集落等で行う自衛活動の支援として、今年度より、既存のワイヤーメッシュの掘り起しを防止するため、鋼板やペグ等で補強を

する地際対策に取り組んでいきます。

一方、鳥類への対策については、猟友会により冬季における個体数調整を目的とした駆除を強化しており、カモの駆除数についても、令和4年度は約900羽と過去最高の駆除実績となりました。

しかし、カモによる麦の食害は深刻となっており、前述しました、用水路にテグスを設置し、麦の圃場への侵入を抑制する取組を横展開するとともに、佐賀大学と連携して効果的な被害防止の方法を調査・研究していきます。

(4) 老朽化した暗渠排水設備及び水路の再整備の促進

【回答】

ほ場整備後の経年による老朽化した暗渠排水整備については、各土地改良区に対して佐賀市基盤整備促進事業補助金により、支援を行っています。

令和3年度、令和4年度の実施地区は、佐賀市土地改良区（城西：本庄・西与賀地区）、川副町土地改良区（川副地区）、令和5年度の実施地区は、佐賀市土地改良区（城西：本庄地区）、川副町土地改良区（川副地区）となっております。

・負担割合：国 50% 県 17.5% 市 17.5% 地元 15%

また、「県営経営体育成基盤整備事業」により、暗渠排水や農業用排水路などの整備が可能です。

現在、鍋島東地区、鍋島本村地区、高木瀬地区で、ほ場整備を実施され、久保田地区では、ほ場整備後、経年劣化した農業用施設の再整備として、暗渠排水の整備や揚水機の統廃合、パイプラインの更新工事などの農地整備を実施されています。

なお、東与賀地区では、令和7年度の事業採択に向けて、農地整備（再整備）の事業計画書を作成中です。

・負担割合

【ほ場整備】：国 50% 県 25% 市 12.5 % 地元 12.5 %

【農地整備】：国 50% 県 27.5% 市 11.25% 地元 11.25%

(5) 水稻に悪影響を与えるジャンボタニシに対する基本的な対応策の周知

【回答】

ジャンボタニシによる水稻の食害対策としては、「農薬の散布による駆除」、「水田の水深を浅くする浅水管理による活動の抑制」、「取水口へのネットや金網の設置による侵入の防止」、「冬期の水路の泥上げ」などがあり、これらの対策を組み合わせる行うことが、効果的であると考えています。

農家への周知については、農林水産省が策定した「ジャンボタニシの防除対策」を本市ホームページに掲載するとともに、JAや県と協力して農家への周知を図りたいと考えています。

4 生産者と消費者の相互理解の促進について

近年、農作物の自作等に興味を持つ市民がおり、それらの市民が、実際に自ら農作物を作る機会やそれに関連した情報を得る機会が少ないといった実態があります。

このような中、市内の農家からは、「近年、遊休農地が増加傾向にある中、市民農園化を期待する需要は伸びていると思う。しかし、手続きの方法や、田から畑への転換などについて難しいイメージがある。行政のバックアップがあれば市民農園が増えると思う。」といった意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の促進をお願いします。

(1) 市民農園の利用促進

【回答】

現在、市内には14か所の市民農園が開設されており、利用率は、令和4年度は約85%で、前年度比で約5ポイント増加しております。

市民農園に関しては、各種イベント開催時や市ホームページ、市報を活用して、開設中の市民農園の紹介を行い、利用促進に努めています。

また、本市では農家による市民農園開設を支援するため、制度の説明や運営のアドバイス等を行っており、今後も引き続き、農家の意向にあった開設に向け支援していきます。

5 農山村の振興について

農山村地域では、人口減少と高齢化の進行が顕著であり、農山村地域の活力が低下する中、集落内の狭小な道路や水路の環境整備を行い、生活環境を改善していくことが必要です。

このような中、市内の農家からは、「地産地消の推進や、生産者と消費者の食と農の相互理解の推進のために、JAと協力してグリーンツーリズムを開催してみたい。コロナ前に1度開催して好評だったが、それ以降は開催できなかった。」「集落内の道路や水路の整備を行っていただきたい。」「地域住民の方と食と農を通じた交流を行いたい。」「地域の特性を生かした中山間地域の活性化を図ってほしい。」といった意見が寄せられています。

このほか、「外来植物であるナガエツルノゲイトウの繁茂が、嘉瀬地区で拡大している。これは、農業にも多大な影響を与えると共に、一般住民にも影響を与えている。水路の流れが悪くなり、内水氾濫等の可能性もある。水路浚渫も含めて、関係部署と連携して総合的に解決してほしい。」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

(1) グリーンツーリズムの更なる推進

【回答】

地域の緑豊かな自然や、地域ならではの文化や美味しい食材を楽しむ活動等がグリーンツーリズムとされています。

本市では、地産地消の推進や、生産者と消費者の食と農の相互理解の推進のための活動を、複数の団体で実践されています。

また、実践者の円滑な活動のため、市内のグリーンツーリズム実践者同士の情報共有や情報交換の場を設けるとともに、様々な媒体を用いて、活動内容や地域資源に関する情報発信を行っていきます。

(2) 集落内水路・道路の整備の促進

【回答】

農村地域では、生活環境を改善するため、集落内の狭小な農道の拡幅や水路の法面保護、浚渫など農村振興総合整備事業により順次、集落内の環境整備を行っております。

- ・ 佐賀地区：9地区（西与賀、嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川副、東与賀）

- ・ 事業期間：平成24年度～令和6年度

- ・ 事業内容：事業費19億6,900万円

道路8路線 L=2,267m 水路49路線 L=20,197m

・負担割合：国 50%、県 15%、市 35%（※地元負担なし）

また、農業用水路や農道の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金をはじめ、維持補修工事、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援を行っております。

（3）食と農を通じた地域住民との交流活動の推進

【回答】

食と農を題材にした消費者体験ツアーを、北部地区と南部地区で実施し、都市住民が農業体験等を身近に感じてもらえるようなきっかけづくりに取り組んでいます。

また、農業者等が自ら企画・実施する農業体験等交流事業に対する支援も行っており、これらの取組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進していきたいと考えております。

（4）地域の特性を活かした中山間地域の活性化に向けた取組の強化

【回答】

中山間地には、特色ある農産物直売所をはじめ、農家民宿、農家レストラン、観光農園などの農業体験施設が数多くあります。

活力にあふれた農山村を形成するため、異業種や都市部との連携、グリーンツーリズムなど地域資源の特性を活かし、食と農を柱とした交流活動

を一層促進していきます。

また、農林漁業者間での交流を進めるとともに、新たな実践者の発掘に努め、市内の体験交流等の活動団体で構成されている「佐賀市グリーンツーリズム実践者研究会」を核としたネットワークの構築と農村にある資源と魅力を活かしたビジネスとしての確立を図っていきたいと考えています。

(5) 水路で繁殖している外来種の水草の除去、及び効果的な駆除方法の
検討

【回答】

特定外来生物については、平成 22 年度にナガエツルノゲイトウ、平成 26 年度にブラジルチドメグサの生育が確認されています。

除去作業にあたっては、本市では平成 25 年から防除実施計画を策定し、除去に取り組んでおり、今後も引き続き防除を実施してまいります。

また、通常除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和 3 年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去もおこなっております。

一方、国においても、ナガエツルノゲイトウの熱処理試験等が令和 2 年 7 月から行われ、県では嘉瀬地区のクリーク防災機能保全事業において、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートを行うなど、ナガエツル

ノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和3年度から実施されております。

これまで、本市だけの活動では限界があったことから、国、県、地元との協力連携を図っていくことで、駆除に努めていきます。